

# 「四街道ブルースターズ」規約

## 1. (会の名称)

本会は、四街道ブルースターズと称し、本部を代表者宅に置く。

## 2. (会の構成)

本会は、(1) 会員

(2) 会員の父母 (以下「父母」という)

(3) 過去に於いて会員であったもの (以下「OB」という)

(4) OBの父母

(5) その他、会の認めた者

によって構成される。

「その他、会の認めた者」とは、会員の父母の推薦を受け、別途定める総会で会に参加することを認められた者をいう。

## 3. (会の目的)

本会は、少年野球を通じ、健全な子供を育成するとともに、地域社会に貢献することを目的として活動する。

「健全な子供」とは、「明るく・元気な、思いやりのある子供」、「地域社会に貢献」とは、「青少年防犯活動及び奉仕活動等への参加」をいう。

## 4. (役員)

(1) 本会は、運営を円滑に行うため、次の役員を置く。

①代表

②監督

③コーチ

④父母会会長

⑤会計

⑥会計監査

代表は、会を統括し、対外活動を遂行する。

監督は、対外試合・練習を通じ、会員の活動を統轄する。

コーチは、監督を補佐し、会員の活動を指導する。

父母会会長は、父母の要望・意見を聴し、会の運営を補佐する。

会計は、本会の会費の徴収を行い、収支の管理を行う。

会計監査は、会計収支が適切に行われているかの審査を行う。

- (2) 上記の他、必要に応じ他の役員を置くことができる。
- (3) 役員任免は、総会の決議をもって行う。
- (4) 役員任期は1年とし、重任を妨げない。
- (5) やむを得ない場合は、複数の役員を兼任することができる。

#### 5. (総会)

- (1) 総会は、原則として年1回開催する。
- (2) 総会、臨時総会は、父母の過半数の出席をもって成立とし、出席者の過半数をもって決議を可決することができる。なお、総会前に委任状を提出した父母は出席者とみなし、決議に関しては多数側に意思表示したものとする。
- (3) 総会においては、当年度の活動結果・会計報告、来年度の役員選出、来年度の活動方針、規約の改正、その他会の運営に関する事、等について決議する。
- (4) 役員は、必要に応じ臨時総会を招集することができる。  
臨時総会においては、当該時期に対応すべき事等について決議し、決議の決定は総会に準ずる。
- (5) 役員は、総会または臨時総会を招集することが困難な場合、役員会を開催し専決処分を行うことができる。なお、役員専決は役員過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって可決する。また、専決した事項については速やかに会員へ報告しなければならない。

#### 6. (会員の資格と入退会)

- (1) 会員は、原則として小学生とする。なお、6年生の入会は、2学期終了時迄とする。
- (2) 入会時期は随時可とし、入会に関しては別に定める入会申込書を代表に提出する。
- (3) 本活動に参加しようとする児童と父母が、会の活動を把握し、当該児童が活動に参加できるか否かを見定める期間として、仮入会の期間を設けることができる。  
仮入会の期間は、原則1ヶ月とし、この間の会費は徴収しない。
- (4) 会員が退会する場合は、父母は速やかに代表又は監督に届け出るものとする。

## 7. (会費)

会の運営に必要とされる費用調達のため、会は会員より以下に定める会費を徴収する。

(1) 入会金                    2, 5 0 0 円

(2) 会 費                    月 2, 5 0 0 円

なお、一度納入した会費については、転居等の止むを得ない場合を除き、返却しない。

又、同一父母の子女が2人以上入会する場合は、2人目以降の会費については会費を半額とする。

## 8. (会費の臨時徴収)

会の行事・対外試合等で、遠方に移動する場合に関しては、その都度会費を臨時徴収することがある。

徴収額については役員で決定し、父母の承認を求めるものとする。

## 9. (活動内容)

本会は、次の活動を行う。

(1) 練習

(2) 対外試合

(3) その他スポーツ少年団活動

(4) 社会奉仕活動

(5) 懇親会、納会等

(6) その他

## 10. (活動年度)

本会の活動は、毎年4月を始期とし、翌年3月を終期とする。

平成12年2月19日 制定